

訪問型サービス(第1号訪問事業)重要事項説明書

【大垣市社会福祉協議会上石津ホームヘルパー室】

当事業所は利用者に対して訪問型サービス(第1号訪問事業)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方及び基本チェックリストを受け該当された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者(法人)の概要	P 1
2. 事業所の概要	P 1
3. 事業実施地域及び営業時間	P 2
4. 職員の体制	P 2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 2
6. サービスの利用に関する留意事項	P 3
7. 苦情の受付	P 3
8. 緊急時における対応方法	P 4
9. 損害賠償について	P 4

1 事業者(法人)の概要

名称・法人の種類別	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 金森 勤
所在地	岐阜県大垣市馬場町 124
連絡先	電話：0584-78-8181 FAX：0584-81-6200
設立年月日	昭和50年3月14日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	大垣市社会福祉協議会上石津ホームヘルパー室
所在地	岐阜県大垣市上石津町牧田4690-2
連絡先	電話：0584-48-0061 FAX：0584-46-3308
事業所番号	2172101277
管理者氏名	串 美奈子
指定年月日	平成18年4月1日

(2) 事業の目的

要支援状態にある高齢者等に対し適正な訪問型サービス(第1号訪問事業)を提供する。

(3) 当事業所の運営方針

要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む

ことができるよう、入浴、排泄等の身体介護及び掃除、洗濯等の家事援助その他生活全般にわたる援助を行う。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 大垣市の区域とする。

(2) 営業日・営業時間

営 業 日	毎週月曜日から日曜日までとする。
営 業 時 間	6：00 から 22：00（相談に応じて深夜帯も対応可）

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問型サービス（第1号訪問事業）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

	常 勤	非 常 勤	常 勤 換 算	備 考
管 理 者 サービス提供・訪問介護員	1		1	
サービス提供・訪問介護員	1		1	
訪 問 介 護 員		7	2.4	

※ 常勤換算：職員それぞれの週の勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合

（8時間×5名÷40時間＝1名）

5 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書 第7.8.9条参照）

利用者のご自宅に出向き、身体介護・生活援助に関する事、その他生活全般にわたる相談及び助言に関する事。

(1) 介護保険対象サービス

利用料の額は、厚生労働大臣の基準によるものとし、当該訪問型サービス（第1号訪問事業）が法定代理受領サービスであるとき、その1割又は2割の額とする。（別紙料金表 参照）

(2) その他の費用

- ・ 介護保険対象外サービス（私的契約・通院に伴う院内介護）の場合、利用者負担になります。（別紙 料金表 参照）
- ・ 障害者の方は、大垣市が決定した金額を負担していただきます。

(3) 利用料金の支払い方法

当月の利用料を、毎月翌月28日に口座振替の方法で支払うものとする。なお、これにより難しい場合は別の方法による。

6 サービスの利用に関する留意事項（契約書 第10条参照）

(1) 利用者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められた以外の業務を事業者には依頼することはできません。

(2) 訪問型サービス（第1号訪問事業）の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行大垣市社会福祉協議会上石津ホームヘルパー室（訪問型サービス） 重要事項説明書 2/4

います。ただし、事業者は訪問型サービス(第1号訪問事業)の実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(3) 訪問型サービス(第1号訪問事業)実施のために必要な備品等(電気・水道・ガスを含む)は無償で使用させていただきます。

(4) 訪問型サービス(第1号訪問事業)実施にあたって、複数の介護職員が交替してサービスを提供します。

7 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じます。

8 苦情の受付(契約書 第19条参照)

(1) 苦情・相談受付

苦情申出窓口	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 住所：大垣市馬場町124 電話：0584-78-8181
苦情解決責任者	早崎正人(社会福祉協議会事務局長)
苦情受付担当者	小倉隆司(社会福祉協議会経営企画課長)
第三者委員	廣瀬好男(連絡先 81-2869) 高橋和子(連絡先 91-2768) 高木博史(連絡先 090-1763-1558)

(2) 苦情解決の方法

苦情受付	面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることが出来ます。
苦情受付の報告、確認	苦情受付担当者が受けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情申出人が、第三者委員への報告を拒否された場合は、その報告は行いません。 また、第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨の通知を行います。
苦情解決のための話し合い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア 第三者委員による苦情内容の確認 イ 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ 話し合いの結果や改善事項の確認

(3) 解決が困難な苦情についての窓口

本事業所で解決できない苦情の相談	岐阜県社会福祉協議会内運営適正化委員会 住所：岐阜市下奈良 2-2-1
------------------	--

	電話：058-278-5136
--	-----------------

(4) 行政機関その他苦情受け付け機関

大垣市役所高齢介護課	住所：大垣市丸の内 2-29 電話：0584-81-4111
岐阜県国民健康保険団体連合会	住所：岐阜市下奈良 2-2-1 電話：058-273-1111

9 緊急時における対応方法（契約書 第 10 条参照）

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医に連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10 損害賠償について（契約書 第 13.14 条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、全国社会福祉協議会の「総合補償プラン」により補償いたします。

平成 年 月 日

訪問型サービス(第 1 号訪問事業)提供開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

担当者： _____ (印)

住 所 大垣市馬場町 1 2 4
 事業者名 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
 代表者名 会 長 金 森 勤 (印)
 (大垣市上石津町牧田 4690 番地 2
 大垣市社会福祉協議会 上石津ホームヘルパー室
 (0584) 48-0061)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービス(第 1 号訪問事業)の提供開始に同意しました。

住 所 _____

利用者氏名 _____ (印)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ (印)